

議員提出議案第2号

重度心身障害者医療費助成制度における支給対象の拡大を求める意見書

地方自治法第99条及び狭山市議会会議規則第14条の規定により、標記のことについて別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年9月30日

狭山市議会議長 太田博希様

提出者	狭山市議会議員	町	田	昌	弘
	同	笹	本	英	輔
	同	三	浦	和	也
	同	千	葉	良	秋
	同	福	田		正
	同	酒	井	英	男
	同	豊	泉	正	人
	同	加	賀	谷	勉
	同	広	山	清	志
	同	船	川	秀	子
	同	関	根	弘	樹
	同	大	沢	え	み子
	同	衣	川	千	代子
	同	橋	本	亜	矢
	同	金	子	広	和
	同	大	島	政	教
	同	菅	野		淳
	同	内	藤	光	雄
	同	土	方	隆	司
	同	田	中	寿	夫
	同	丸	橋	ユ	キ

## 提案理由

埼玉県における重度心身障害者医療費助成制度について、支給対象を拡大し、精神疾患のある方とその家族の医療費自己負担を早期に軽減するよう求めるため、この案を提出するものである。

別紙

重度心身障害者医療費助成制度における支給対象の拡大を求める意見書

現在、本市が実施する重度心身障害者医療費の支給対象となっている精神に疾患のある方は、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者のみであり、2級の手帳所持者は対象外としている。また、埼玉県が実施する重度心身障害者医療費助成制度においても、2級の手帳所持者に対する医療費助成金については交付対象外となっている。

こうしたなかで、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者の多くは、独力での就労が困難な方が多く、社会生活を送る上でも相応の支援が必要である。

また、精神に疾患のある方は、向精神薬の長期服用が必要となる場合が多く、これにより精神疾患以外の疾病にも罹患しやすくなるとも言われている。

このため、当該者やその家族は、継続的な医療費の自己負担が重く家計にのしかかり、日常生活や社会生活にも支障をきたす恐れがある。

については、埼玉県における重度心身障害者医療費助成制度における支給対象を拡大し、精神疾患のある方とその家族の医療費自己負担を早期に軽減するよう、以下のとおり要望する。

記

- 1 精神障害者保健福祉手帳2級所持者を、重度心身障害者医療費助成制度における支給対象者に加えること
- 2 精神障害者保健福祉手帳所持者の精神科入院時の医療費を、重度心身障害者医療費助成制度の対象とするよう努めること
- 3 国に対し、身体・知的・精神障害者を対象とする統一した重度心身障害者に対する公費負担医療費制度の創設について、強く要望すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

埼玉県狭山市議会

提出先

埼玉県知事